

別紙（第7条関係）

個人情報保護取扱特記事項

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第1条 町内協力企業は、個人情報の保護の重要性を認識し、この事業による業務を処理するに当たり個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に努めなければならない。

（秘密の保持）

第2条 町内協力企業は、この事業による業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。事業が終了し、又は町内協力企業でなくなった場合も同様とする。

（適正な管理）

第3条 町内協力企業は、この事業による業務に係る個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外使用等の禁止）

第4条 町内協力企業は、小山町の指示又は承諾があるときを除き、この事業による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

（複写、複製の禁止）

第5条 町内協力企業は、小山町の指示又は承諾があるときを除き、この事業による業務を処理するために小山町から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（事故発生時における報告）

第6条 町内協力企業は、この個人情報保護取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに小山町に報告し、小山町の指示に従うものとする。この事業が終了し、又は町内協力企業でなくなった場合も同様とする。

（再委託の禁止）

第7条 町内協力企業は、この事業による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、小山町の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

（収集の制限）

第8条 町内協力企業は、この事業による業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（資料等の返還）

第9条 町内協力企業は、この事業による業務を処理するために小山町から提供された個人情報が記録された資料等を、この業務の終了後直ちに小山町に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、小山町が別に指示したときは、当該指示によるものとする。

（参加承認等の取消し及び損害賠償）

第10条 小山町は、町内協力企業がこの個人情報保護取扱特記事項に違反していると認めるときは、参加承認等の取消し及び損害賠償の請求をすることができるものとする。